

四	三	二	一	○財務省告示第三百十六号
發行方法	用振替法の適	の法律項及び根拠	發行号名稱及び記	平成二十五年九月二十日とおり告示する。
務後格競債定特あ争争う札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	社債項に付けるものとし、その規定	財政法（昭和二十二年法律第三十一条）	利付國庫債券（三十年）
大に競争市め別つ入札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	一法律第十四号	（昭和二十三年法律第七十五号）	財務大臣
臣行争入場る参て札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	会計に付けるものとし、その規定	（昭和二十四年法律第二十一条）	麻生太郎
がわ入札特別も加、と発行による発行に付けるものとし、その規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	法律第十四号	（昭和二十五年法律第三十六条）	第四十
各れ札發別の者財同行にご務時「」加よると大にと行い（以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
國るの行參にご務時「」加よると大にと行い（以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
債入募「」と者入札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
市札入場でのい・・決。第（）別つ定。I 及非度債入札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
參てを及非度債入札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
加しひ価額市場で競競い入札に以下に競争機関は日本銀行との規定	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	
者財た価格競争を及ぼす。財務省告示第三百十六号	価値の振替に付けるものとし、その規定	（昭和二十二年法律第三十一条及び特別第六十条）	（昭和二十六年法律第十九年法律第三十六条）	

六

口

イ

發

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 别 債
發 競 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

五

口

イ

方 募

入 価 法 入
札 格 決
發 競 定
行 争 の

た 条 特 百 に 規 関 億 つ 定 う 額
利 第 別 七 つ 定 す 千 い に ち 面
付 一 会 十 い に る 七 て 基 、 金
国 項 計 五 て 基 法 百 は づ 財 額
債 の に 億 は づ 律 三 、 き 政 で
に 規 関 八 、 き 第 十 額 發 法 五
つ 定 す 千 額 發 四 万 面 行 第 千
い に る 二 面 行 十 円 金 し 四 四
て 基 法 百 金 し 六 、 額 た 条 百
、 づ 律 七 額 た 条 特 で 利 第 七
額 き 第 万 で 利 第 別 二 付 一 十
面 發 四 万 三 付 一 会 千 国 項 七
金 行 十 千 国 項 計 百 債 の 億
額 し 六 三 債 の に 一 に 規 円

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
み 限 国 て の 申 行 参 よ と
の 度 債 る か 迳 「 加 る に
応 額 市 。 ら み と 者 發 応
募 の 場 そ の い 、 行 募
額 範 特 の う う 第 へ 限
を 囲 別 応 ち) II 以 度
割 内 参 募 応 非 下 額
り に 加 額 募 値 一 を
当 お 者 を 値 格 国 定
て い ご 順 格 競 債 め
る て と 次 の 争 市 る
。 各 の 割 高 入 場 も
申 応 り い 札 特 の

イ 一	十 十	九 八	ハ	七	イ 一	ハ	ハ											
価 格	發 行	振 額	最 替	低 額	行 入	争 債	非 債	者 ・	特 札	国 格	行 債	争 札	非 債	者 ・	特 札	国 格	行 債	争 札
競 争	格 日	位 位	金 金	發 競	競 Ⅱ	加 場	發 競	I	加 場	行 爭	額 額	發 競	競 Ⅱ	加 場	發 競	競 競	發 競	

額 平す額の振 五 三 五万五 でた条特 で
面 成るの記替 万 百 百円千 三利第別 五
金 二。整載法 円 十 十四 百付一會 百
額 十 数又の 一 四百 十国項計 十五
百 倍は規 億 億七 二債のに 五
円 の記定 八 六十 億に規関 億
に 九 金録に 千 千三 円つ定す 円
つ 月 額はよ 百 九億 いにる
き 二十 に、る 二 百九 て基法
九 よ最振 十 八千 づ律
十 る低替 八 万 万六 額き第
九 も額口 万 円 百四 面發四
円 の面座 円 三 三十 金行十
八 と金簿

十 十 十 十
九 八 七 六 五 四

十 十
三 二

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

初利入価・別債行争非者特国入
期札格第参市及入価・別債札
利発競Ⅱ加場び札格第参市発
子率行争非者特国発競I加場行

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成五十五年九月二十日
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年九月二十日

額面金額×1.8
100×1
2

規 定 下 は 期 た 期 年 平
す 次 そ 銀 額 し 二 ・
る 号 の 行 を 、 十 八
期 及 翌 休 支 次 六 パ
日 び 営 業 払 の 年 一
に 第 業 日 う 算 三 セ
つ 十 日 に た に 二 ン
い 五 に 当 だ よ 十
て 号 支 同 に 払 た し り 日
じ お う る 、 算 を
。 い へ と 支 出 支
て 以 き 払 し 払